

第5-3表 産業別賃金（2011年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2011

国・地域 Country or region	非農林漁業 部門 All sectors excluding agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufacturing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construction	情報通信業 Information and communication	注 <sup>1)</sup>	
日本 <sup>2)</sup>	JPN	316,792	368,340	377,574	377,194	479,184	E e
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	19.47	18.94	24.51	23.64	26.61	E e
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	22.99	22.96	31.27	24.77	22.36	R e
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	12.62	13.15	14.86	13.12	19.03	E e
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	21.56	23.36	23.47	17.37	29.45	E e
フランス <sup>7)</sup>	FRA	16.27	16.63	16.11	14.28	21.49	E w
イタリア <sup>7)</sup>	ITA	14.48	12.96	17.45	12.65	16.82	E w
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	34,490	37,780	38,670	35,110	37,940	E w
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	21,193	19,100	39,883	22,089	24,561	E e
中国 <sup>10)</sup>	CHN	36,539	30,916	44,196	27,529	64,436	E e
香港 <sup>11)</sup>	HKG	453.3	341.2	—	649.0	522.4	E e
韓国 <sup>12)</sup>	KOR	2,454	2,352	2,745	2,536	3,171	E e
シンガポール <sup>13)</sup>	SGP	4,334	4,388	—	3,180	5,900	E e
タイ <sup>14)</sup>	THA	9,401	8,066	11,407	5,965	21,580	R e
フィリピン <sup>15)</sup>	PHL	306.53	310.57	252.78	285.08	385.83	R e
インド <sup>16)</sup>	IND	230.89	209.71	348.31	209.59	208.47	E w
オーストラリア <sup>17)</sup>	AUS	1,358	1,269	2,202	1,452	1,566	E e
ニュージーランド <sup>18)</sup>	NZL	24.78	23.92	31.60	24.53	29.64	E e
ブラジル <sup>19)</sup>	BRA	905.8	901.9	1,517.5	637.2	924.3	E e

資料出所 日本：厚生労働省（2012.2）「平成23年毎月勤労統計調査」

その他：ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 及び各国政府ウェブサイト等

(注) 特に注がない限り、単位は第5-2表(p.168)同様、現地通貨。

- 1) E=実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む)、R=労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)、e=雇用者(時間給・日給労働者及び月給労働者)、w=時間給・日給労働者のみ。
- 2) 事業所規模5人以上の常用労働者。一人平均月間現金給与総額。
- 3) 時間当たり賃金。
- 4) 時間当たり賃金。
- 5) 成人フルタイム労働者の時間当たり賃金。時間外手当を含む。各年4-6月期の数値。
- 6) 時間当たり賃金。フルタイム労働者。
- 7) 2010年値。
- 8) 諸手当を含む月当たり賃金。非肉体労働者。2011年12月の数値。
- 9) 月当たり賃金。2010年値。非農林漁業部門は全産業計の数値。
- 10) 年当たり賃金。都市部の集団事業所。非農林漁業部門は全産業計の数値。2010年値。
- 11) 1日当たりの賃金。非農林漁業部門は鉱業及び採石業、建設業、卸売・小売・飲食・宿泊業を除いた数値。情報通信業の欄は運輸のみ。建設業は国の事業の労働者。2008年値。
- 12) 単位：千ウォン。月当たりの賃金。10人以上規模企業の常用雇用者。
- 13) 月当たりの賃金。国籍保有者・永住権保有者が対象。永住権を持たない外国人を除く。
- 14) 月当たり賃金。非農林漁業部門は全産業計の値。2011年第1四半期の数値。
- 15) 1日当たりの賃金。情報通信業は運輸・倉庫業を含む。2010年値。
- 16) 1日当たりの賃金。常用雇用者。サンプル調査による。2009年度の値。
- 17) 週当たり賃金。成人のフルタイム非管理職。2011年5月の数値。
- 18) 時間当たり賃金。非農林漁業部門の欄は農林漁業部門を含む。自営業を含む。
- 19) 2002年12月の数値。